



Title	鑲黃旗満洲フチャ氏世管佐領の満漢文檔冊：『歴朝八旗雑檔』研究の一環として
Author(s)	杉山, 清彦
Citation	内陸アジア言語の研究. 2025, 40, p. 175-191
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/103911
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

鑲黄旗満洲フチャ氏世管佐領の満漢文檔冊

——『歴朝八旗雑檔』研究の一環として——

杉山 清彦*

はじめに

八旗は、マンチュリアに興起してより以来、清一代を通して政権の根幹をなした制度である。その組織は、ニル niru（牛泉／漢訳は佐領）⁽¹⁾基本単位としてニルがジャラン jalan（甲喇／参領）に、ジャランがグサ gūsa（固山）すなわち旗に統轄されるというものであり、ゆえに組織の基礎をなすニルの成立・継承過程の解明は、八旗制の研究上きわめて重要な課題とされてきた。

もとより八旗に関する史料は『満文老檔』・『満文原檔』および各朝の実録・会典・則例など夥しい数に上るが、就中ニルに関しては、雍正（1723-35）末年の禁旅八旗の全ニルを満洲・蒙古・漢軍順、旗色順（鑲黄・正黄・正白・正紅・鑲白・鑲紅・正藍・鑲藍）に記載した『八旗通志初集』「旗分志」⁽²⁾が基本史料となる。ただし、これらは編纂史料であるので、原文書の利用がより望ましいことはいうまでもない。幸い、我が国の研究においては、将来された佐領執照や家譜冊など、より根本的な各種満漢文史料がかなり早い段階から用いられてきた。これに対し小稿で取り上げるのは、ニルに関する原文書の一つであるが、それらとは系統を異にする、内閣大庫に遺された『歴朝八旗雑檔』なる檔案史料群に含まれる1冊の檔案である。

『歴朝八旗雑檔』は、1980年代に入って、中国の研究者による引用を通して初めてその存在が知られるようになったものであり、現在、北京・中国第一歴史檔案館に所蔵されている。私は、かつて1998年8月に同館で行なった当該史料の目録および檔案数点の閲覧調査を基に、その概要を「中国第一歴史檔案館蔵『歴朝八旗雑檔』簡紹」[杉山1999]として発表した。そこで述べたように、『歴朝八旗雑檔』は総計349件に上る八旗関係の雑多な満漢文内閣檔案を総称したものであり、その中には、ニルの成立・継承過程を記録した檔冊が多数存在する。しかしながら、管見の限り、その後も部分的な利用にとどまって、依然として本格的な考察や録文公開などはなされていない⁽³⁾。

* 東京大学総合文化研究科教授（SUGIYAMA Kiyohiko. Professor, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo）

(1) 漢語の佐領は組織単位 niru とその長 nirui janggin との双方を指すので、区別するため、以下では史料名・史料原文を除き、それぞれニル、ニル=ジャンギンと表記する。

(2) 以下、『八旗通志初集』（1739年告成、満漢両本）は『初集』と略す。「旗分志」は『初集』冒頭の巻1～17を占め、このうち巻3～16が「八旗佐領」と題して各ニルの記録を取っており、八旗満洲の記録は巻10までの8巻である。以下「旗分志」とはこの部分を指すものとする。

(3) 我が国では綿貫哲郎氏（〔綿貫2003〕など）、鈴木真氏（〔鈴木2003; 鈴木2011〕など）が90号「正黄旗満

そこで小稿では、一例として 47 号「鑲黃旗滿洲五甲喇管理佐領原由檔」と題される檔冊を取り上げ、その中に収める滿洲旗人シャジ Šaji (沙濟) 地方フチャ Fuca (富察) 氏一門のニルについての記事を紹介する。

1. 「鑲黃旗滿洲五甲喇管理佐領原由檔」について

(1) 檔冊の概要

まず、『歴朝八旗雜檔』目録(『大庫史料目録己編』巻中「清文雜檔」)で 47 号とされる「鑲黃旗滿洲五甲喇管理佐領原由檔」について、[杉山 1999]によりつつ紹介し、ついで作成時期と檔冊の性格について若干の考察を試みる。

本檔冊は、ニルの成立・継承過程を記した「佐領原由檔」と称すべきものの一つで、「原由 da turgun」とは各ニルの編成の由来・事情を意味する⁽⁴⁾。この表題は、後述するように、挿入されている短冊形の紙片に記された漢字表題を採ったものとみられ、これは先行研究の引用する表題と一致している[郭成康 1985, p. 194]。また騎縫には、目録の番号と一致する「四七」という漢数字が記入されており、これは整理時に書き込まれたものと推測される。

檔冊は満文に従って左綴じにされており、大きさは縦 23-24 cm、横 19-21 cm ほどであるが、傷みが激しく、正確には測れなかった。葉数の記載はなく、数えたところ分量は表紙を含め全 57 葉であった。檔冊には、檔案整理時に附されたとみられる縦 22.5 cm、横 4.5 cm の短冊形の紙片が挿入されており、目録の記載と一致する表題が記入されているが、年代は記されていない。表紙には、満文で「jebele dube i juwan nadan nirui manju nikan / hergen i kimcime araha niru da turgun dangse」(第三ジャランの十七ニルの満漢文で詳しく書いたニル原由檔子、/は改行を示す)と書かれているだけで、目録と対応する漢字表題は一切記されていないから、目録は紙片の記載を転記したものとみてよいだろう。紙片の漢字表題は表紙満文の翻訳ではなく、檔冊には明示されていない旗色が記されるなど、違いがある。とりわけ、夙に細谷良夫氏が指摘しているように、八旗各旗において第二～第五ジャランの満文表記は統一されていないから[細谷 1983, p. 369]、これが第何ジャランのものであるかについては、内容から判定する必要がある。

そこで記述を確認すると、内容はニルの起源とその継承過程の記録であり、ニルごとと同内容の記事が満文と漢文とで記されている。したがって漢文部分は逆頁になるため、あるニルの漢文冒頭部が次のニルの満文冒頭部と見開きになる。これが合計 17 組、すなわち 17 ニル分綴られており、その内容・配列は「旗分志」巻3所載「鑲黃旗滿洲都統第三參領所属十七佐領 kubahe suwayan i manju gūsai jebele dube i kadalaha juwan nadan niru」(鑲黃の滿洲グサの第三ジャランの管轄した 17 ニル)の

洲五甲喇世襲宗譜姓氏檔」、114 号「正黃旗漢軍都統造佐領縁由清冊」、260 号「正藍旗滿洲台尼勘三代宗譜檔」、313 号「内務府三品以上大員出身履歴姓氏檔」などを活用しているが、転写・録文は公開されていない。中国では、1990 年代以降の研究ではかえって使われることがなくなっている。

(4) なお、本檔冊では「da turgun」は当初「根源」と漢訳されており、それがことごとく「原由」ないし「縁由」に書き改められていた。これは、「根源」はむしろ「sekiyen」「da sekiyen」の訳として用いられたためと推測される。

各ニルの成立・継承過程の記録と一致している⁽⁵⁾。紙片の漢字表題には「五甲喇^{ジャラン}」とあったが、ここにあるように『初集』満文本では鑲黃旗滿洲の第三ジャランを「jebele dube」としているから、表紙満文表題の「jebele dube」は第三ジャランを指すとみて誤りない。また、表紙には鑲黃旗滿洲都統の満漢合璧都統印が捺されており、これが鑲黃旗滿洲のものであることはいよいよ間違いない。

各記事は罫線を引いて書かれており、満漢文とも筆蹟は複数確認できる。このうち満文には書き直しはほとんどみられないが、漢文はいずれも著しく補訂が加えられている。ただし、ほとんどは人名の漢字表記や用語の漢訳など表記の訂正に終始しており、漢文は満文からの翻訳であると推測される。

記載内容は「旗分志」に比してはるかに詳細であるが、各ニルの記述は、それぞれニル=ジャンギン現任者が、始祖に遡ってニルの成立由来とその継承過程を述べ立て、最後にニル内諸官員の「uhei akdulaha (皆で保証した) 全保」を添えるというもので、「旗分志」とは形式を大きく異にしている。さらに、いくつかのニルでは、本文末尾に、現任者に至る世代数を述べた上で「係世管佐領是実」などといった一文をおいており、むしろニルの分類・継承資格者確定に関わるもののように見受けられるので、「旗分志」との関係が問題となるであろう。

(2) 檔冊の作成時期とその性格

本檔冊と「旗分志」との関係を探るには、まず作成時期を検討する必要がある。目録を確認すると、本檔冊は朝代・年月とも「缺」となっているが、『歴朝八旗雜檔』全 349 件の 8 割までが同様に紀年不明となっており、鑲黃旗においても、全 73 件のうち目録で紀年の明記されているものは康熙 42 (1703) 年から乾隆 2 (1737) 年 6 月に及ぶ 6 件にすぎないので、目録で年代不明とされているのは特異なことではない。そこで記事内容から考察しよう。

各記事には歴代のニル=ジャンギン在任者が明記されているので、その現任者の顔触れを「旗分志」記載の現任者名と対照すると、表 1 のようになる。仮に各ニルを記載順に(1)~(17)とし、「旗分志」記載の歴代在任者の漢字表記を列記した。末尾が「旗分志」記載の現任者で、これに対し下線を引いた者が本檔冊記載の現任者である。途中の欄から記載を始めているニルは入関後に編設された派生ニルで、おおよその編設時期に記している。

このように、不明の(14)を除き⁽⁶⁾、全て「旗分志」と同一人であるか、もしくは本檔冊の方が時期を遡るから、作成時期は『初集』の成立に若干先行するものと推定される。残念ながら各ニル=ジャンギンの多くは立伝されない人物が多いので、在任期間からの時期の特定は困難だが、このうち著名な人物の多いフチャ氏の(2)(9)(10)(11)の 4 ニルと、かなり後れて編成された(17)とが、手掛かりを提

(5) 『初集』満文本は天理図書館所蔵本を利用し、漢文本は東北師範大学出版社点校本によった(第 1 冊, pp. 32-34)。

(6) 檔冊記載の(14)の現任者は「Langkun 郎坤」であるが、『初集』および『欽定八旗通志』(嘉慶 4 (1799) 年刊)いずれの「旗分志」にも見出せない。本檔冊該当箇所(Ma. 45b; Ch. 46b)の記載によれば、表 1 で 6 代目の「Hūbitu 胡弼図」の子で、罪を獲て革職されたことが分るが、その場合でも記されるはずの「旗分志」に記載されなかった事情は不明である。

(1)	顏布祿	布達札	布克沙	巴山	舒恕	穆成額	佛濟保	郭柱	圖克談	長青
(2)	万塔什	法特哈	法喇	陀論宝	赫雅圖	陀論宝	伯僖			
(3)	伊勒慎	郎圖	馬喇希	童圖	穆蘭					
(4)					費揚古	福壽	圖爾泰			
(5)	碩賓	卓爾賓	渾齊	鼎滿岱	厄塞衣	朝克圖	畢力克圖	巴查里	圖護魯克	沙津達賴 特克思
(6)							舒爾瑚那	庫爾察	長命保	
(7)							布晏圖	巴渣里	趙德	馬濟
(8)							諾海	胡奇德	赫達色	
(9)					馬武	厄爾特	馬齊	傅慶	賽弼漢	永安
(10)	王吉努	万濟哈	哈什屯	米思漢	馬思略	那爾泰	傅昌	仏成		
(11)					馬齊	李榮保	陶柱	馬武	保柱	
(12)	渣齊巴	邦孫	碩色	圖爾喀	尼雅漢	圖爾喀	阿藍圖	托克托和	舒禧	関保
(13)							常武	舒泰	富明阿	
(14)	那爾察	仏索立	胡沙	噶爾弼	色楞	胡弼圖	伊起祿	對泰		
(15)				仏爾和	奎馬立	郎圖	常玉			
(16)					鄂齊立	郎泰	郎蘇	傅海		
(17)							莽鶴立	莽泰		

表1 「旗分志」記載のニル=ジャンギン在任者

供する。フチャ氏のニルについては次節で取り上げるので、ここでは(17)について検討しよう。

(17)は「旗分志」所載の鑲黃旗滿洲第三參領第十七佐領（鑲黃三-17ニルと表記，以下同）に当る。「旗分志」によると，このニルは雍正帝即位直後の康熙61（1722）年12月に編成されて，マンガリ Manggūri（莽鶴立）に委ねられたものである。「旗分志」の記事は「莽鶴立由侍郎陞任甘肅巡撫，以其子莽泰管理。」で終わっており，本檔冊でもマングタイ Mangtai が現任であるから，本檔冊はマンガリ転出以後の作成に係るに相違ない。『実録』によれば，マンガリの甘肅巡撫在任は雍正5（1727）年10月から翌6（1728）年8月までなので⁽⁷⁾，「旗分志」・本檔冊とも，このニルについての記述は少なくとも雍正5年10月以降ということになる。であるならば，「旗分志」編纂について検討した細谷良夫氏は「旗分志の編纂は雍正五年至六年の資料に基き行われたもので，これに後年，雍正六年より十三年の事が附加されたと推定してよいであろう」と結論しているので〔細谷1968, p. 107〕，本檔冊は，正しく氏の指摘する「雍正五年至六年の資料」に相当する可能性が高い。すなわち，本檔冊は「旗分志」当該ジャンの記事の原資料の一つとみられるのである。そして，『初集』編纂事業開始は雍正5年11月なので，これは最も早い段階の資料といえよう。また，同じく細谷氏によれば，序数番号によるニル呼称法の決定は雍正13（1735）年10月のことであるから〔細谷1983, pp. 361-362, 365-367〕，本檔冊に序数番号表示がみられないことも，以上と矛盾しない。

このように，本檔冊は鑲黃旗滿洲第三ジャン所属の17ニルの成立・継承過程を記した檔冊（原

(7) 『世宗実録』巻62，雍正五年十月己酉条（署理，翌月授）；巻72，同六年八月乙未条（中華書局影印本，第7冊，pp. 958, 1080）。Cf. 銭実甫編『清代職官年表』2，中華書局，1980，pp. 1582-1583。また，『歴史檔案』所載の檔案「鑲黃旗滿洲報佐領莽泰恩賞緣由」に詳細が見える（「清代佐領的幾件史料」『歴史檔案』1989-1, p. 24）。

由檔)であり、これが檔案現物すなわち一次資料であることと、その内容の詳細さことから、同ジャン所属ニルに関する一級の史料であるといえよう。ただし、史料の性格としては、家譜冊・執照が八旗都統衙門・兵部・各ニル=ジャンギンなどが保管し必要に応じて閲覧・更新されていく実用的なものであるのに対し、こちらは「旗分志」編纂過程で作成・保管された原資料であると考えられる。

ところで、内容面で注目されるのは、簡略に過ぎる「旗分志」を補う情報が豊富に含まれていることである。なかでも、檔案としての性格上ニルの起源とその継承がはるかに詳細に記されており、例えば、私がかつて〔杉山 1998, p. 15; 杉山 2015, pp. 140-141〕において検討した、鑲黃三-10 ニルの記事の冒頭部には、始祖にまで遡るニルの起源と帰順事情が記されている。そこで、これらのニルの記事について節を改めて紹介する。

2. シャジ地方フチャ氏世管ニルの満漢文縁起

(1) 満漢文テキスト

シャジ地方フチャ氏は明代以来のマンジュ有力氏族の一つで、入関後において康熙～乾隆三朝の重臣として知られるマチ Maci (馬齊)、乾隆の名臣として著名なフヘン Fuheng (傅恒)・フカンガ Fukangga (福康安) 父子などが輩出した、高名な鑲黃旗人の家系である〔増井 1999〕。本節では、本檔冊所載全 17 ニルの中から、具体的な一例として、このフチャ氏の世管ニルの記事を紹介する。

本檔冊に収めるフチャ氏のニルの記事は、以下の 4 つである。なお、これは満漢文それぞれの記事の冒頭部分を並記したもので、必ずしも対訳ではなく、表題の形式をとっているわけでもない。

(2) 「behi nirui da turgun 伯僖佐領原由」

(9) 「nirui janggin maci i nirui da turgun 鑲黃旗滿洲佐領馬齊牛泉縁由」

(10) 「nirui janggin fucang bošoho niru da turgun 佐領傅昌所管牛泉原由」

(11) 「kiyen cing men i ilaci jergi hiya bime nirui janggin booju 廂黃旗滿洲乾清門三等侍衛保住牛泉縁由」

前節(2)で確認した通り、本檔冊所載の 17 ニルは「旗分志」所載の 17 ニルと完全に一致しており、この 4 ニルは、それぞれ(2)=鑲黃三-2, (9)=鑲黃三-9, (10)=鑲黃三-10, (11)=鑲黃三-11 に対応する。このうち(9)(11)は(10)の派生ニルであるため、ニル創設時は(2)鑲黃三-2 と(10)鑲黃三-10 の 2 ニルであったことが、「旗分志」からも知られる〔杉山 1998, pp. 13-14〕。筆蹟は、(9)(10)は同一とみられるが、(11)は別人の手になるようである。

先行研究では、夙に陳佳華・傅克東両氏が(11)を引用していたが、記事の一部を提示するにすぎなかったので、満文が否かも含め、檔案の概要や原文は知り得なかった〔陳佳華・傅克東 1981, pp. 264-265; 傅克東・陳佳華 1982, p. 165; 傅克東・陳佳華 1988, p. 310〕。この(11)は派生ニルであるので、ここでは、フチャ氏の 3 つのニルのもととなった(10)鑲黃三-10 ニルについて、満漢文のテキ

ストを提示する。この箇所は、満文は 27 葉表～29 葉裏まで 6 頁、各葉 9 行で合計 52 行にわたって記されており、また、漢文は 31 葉裏から逆頁で 30 葉表まで 4 頁、各葉 10 行前後で合計 39 行ある。満文・漢文それぞれ記事の中ほどの葉、および冒頭の 27 葉表と(9)の末尾 ((9)漢文部の冒頭)の 26 葉裏とにまたがって、都統印が認められる。

なお、このほか同種の檔案として、『歴史檔案』に録文が掲載された「鑲黃旗滿洲報^{フオチェン}仏成等三箇世管佐領補放緣由」(中国第一歴史檔案館蔵、以下「仏成等緣由檔」と略す)がある⁽⁸⁾。これは、(9)(10)(11)の 3 つのニルについて、フチャンの後任であるフオチェン Foceng らがほぼ同内容を書き出したものであるが、使用文字・言語や体裁についての情報がなく、満文か否かも不明である。それゆえ、ここに本記事の満文・漢文を全文紹介する意義は依然として認められるであろう。

そこで、1998 年の調査、および [杉山 1999] 発表後の 1999 年 8 月に行なった追加調査に基づいて、まず満文全文の Möllendorff 式ローマ字転写とその和訳を掲げ、ついで漢文を移録する。漢文の補訂状況については、丸囲みによる削除は○○、文字に線を引いた塗抹は⊖⊖、加筆された文字は {○} によって、原文の行の上を示した。また、加筆の際にはしばしば挿入箇所に引き出し線を入れて加筆が行なわれており、引き出し線の挿入箇所を∨で示した。基本的に正字は当用漢字に改めたが、一部の異体字については原文のままとしている。

満文「nirui janggin fucang bošoho niru da turgun」

- 27a [割 印]
- 1 nirui janggin fucang bošoho niru da turgun
 ニル=ジャンギン フチャンの管理したニルの原由
 - 2 ○ jai jergi hiya bime hiyai idui janggin. doron janggin gūsa be
 二等 侍衛 兼 侍衛 班 領, 印務 章京, 旗 を
 - 3 baicame. baicame tuwara hafan.⁽⁹⁾ nirui janggin fucang meni
 稽查する 御 史, ニル=ジャンギン フチャン我らの
 - 4 hala fuca. šaji bai niyalma. jakūci jalan i da mafa
 姓はフチャ, シャジ地方の人, 第八世の始祖
 - 5 našu. tandu ahūn deo juwe niyalma bihe amala juse.
 ナシュ・タンドウは兄弟二人であった。のち 子
 - 6 omosi fusefi niyalma labdu oho manggi. šaji bade. duin
 孫が 増えて 人が多くなったので, シャジの地で四
 - 7 bade boihon⁽¹⁰⁾ i hoton cirgefi siran siran i tehe ming⁽¹¹⁾
 箇所に 土 の城 築いて 続々と 住んだ。明

(8) 「清代佐領の幾件史料」『歴史檔案』1989-1, pp. 24-25. 出所は「館蔵八旗世襲譜檔」とある。

(9) 雍正元 (1723) 年に設置された査旗御史 (稽察旗務御史 gūsai baita be baicame baicara tuwara hafan) を指す [杜家驥 2011]。なお, gūsa の箇所は原文では gūsin と読めるが, 文章上明らかに gūsa である。

(10) 原文は boigon (「戸」) と綴られているが, 明らかに boihon (「土」) とあるべきなので, 修正して訳した。

(11) 『満文原檔』など初期の満文史料では daiming (「大明」) と綴られるが, ここでは ming となっている。

- 8 gurun i wan li⁽¹²⁾ i forgon de holhonde⁽¹³⁾ ming gurun i
 国 の 万 曆 の 時 に 突 然 明 国 の
- 9 cooha jifi mini mukūn i mafa ahai janggin i tehe hoton be
 兵が来て我が一族の祖アハイ=ジャンギンの住んだ城を
- 27b 1 afame gaifi ahai janggin be waha ini juse sargan⁽¹⁴⁾
 攻め取ってアハイ=ジャンギンを殺した。彼の子ら、妻は
- 2 mini nadaci jalan i da mafa wangginu be baime jihe
 我が 第七 世の 始祖 ワンギヌを頼って来た。
- 3 taidzu dergi hūwangdi cooha ilifi kimun be karu gaiki seme cooha
 太祖 高 皇帝が 兵を挙げて 仇 に 報復しようと 兵を
- 4 elbirede mini nadaci jalan i da mafa wangginu ahūn deo⁽¹⁵⁾
 募るとき、我が第七世の 始祖 ワンギヌは 兄弟、
- 5 mukūn i urse harangga niyalma be gaifi
 一族の 衆、 属下の 者を率いて
- 6 taidzu dergi hūwangdi be baime dahame genehe amala niru banjiburede
 太祖 高 皇帝 を頼って従いに行った。のちニルを編成するとき、
- 7 meni mukūn i urse gaiha haha be hontoho⁽¹⁶⁾ niru banjibufi
 我らの一族の衆、率いた男丁を半箇ニルに編成して、
- 8 meni nadaci jalan i mafa wangginu de bošobuha. mini nadaci
 我らの第七世の 祖 ワンギヌに管理させた。我が第七
- 9 jalan i mafa wangginu akū oho manggi. niru be ningguci
 世の 祖 ワンギヌが死んだので、ニルを 第六
- 28a 1 jalan i mafa wanjia de bošobuha. akū oho manggi.
 世の 祖 ワンギハに管理させた。死んだので、
- 2 mini unggu mafa dorgi amban booi amban bime hebei amban de bihe
 我が 曾 祖 内 大臣 ・ 内務府総管 兼 議政大臣であった
- 3 hasitun de bošobuha. akū oho manggi. mini unggu mafa
 ハシトゥンに管理させた。死んだので、我が 曾 祖
- 4 mishan de bošobuha. elhe taifin i ilaci aniya gulhun niru
 ミスハンに管理させた。康熙 三 年、 整 ニル

(12) 『満文原檔』では wanli, 後代の『満洲実録』などでは wan lii と綴られるが、ここでは wan li という過渡的な形で綴られている。

(13) holkonde とあるべきであるが、 holhonde と綴られている。

(14) 「妻子」は直訳すると sargan juse となるが、sargan jui (2語で「娘」の意)の複数形と見誤るため、あえて語順を変えて表現される。

(15) この箇所は「ワンギヌ兄弟は～」とも解釈できるが、漢文で「王伊努帶領兄弟～」と訳されているのに合せた。ワンギヌは弟ヤルブ Yarbu らと行動を共にしたとみられ [増井 1999, pp. 182, 188–189], いずれであれ事実と合致する。

(16) hontoho は半箇ニルと包衣ニルの二義があるが、ここでは半箇ニルの意である。

- 5 obuha. juwan emci aniya haha madanafi⁽¹⁷⁾ niru fakcarade. fakcaha
とした。十一年，人丁が増えていってニルを分けるとき，分けた
- 6 niru be mini jacin eshen mafa maci de bošobuha. mini
ニルを我が二 叔 祖 マチに管理させた。我が
- 7 unggu mafa mishan akū oho manggi niru be mini banin mafa
曾 祖 ミスハンが死んだので，ニルを 我が 親 祖
- 8 maska de bošobuha. orin ilaci aniya meni juwe nirui haha
マスクに管理させた。三十三年，我らの二ニルの人丁が
- 9 madanafi geli emu niru banjiburede mini ilaci eshen mafa mau de
増えていってまた一ニルを編成するとき，我が三叔祖マウに
- 28b 1 bošobuha. orin duici aniya mini jacin eshen mafa maci be
管理させた。三十四年，我が二 叔 祖 マチを
- 2 bujengsy hafan sindaha manggi. mini jacin eshen mafa maci i bošoho
布政使 官に 任じたので，我が二 叔 祖 マチの管理した
- 3 niru be mini duici eshen mafa li žung boo de bošobuha.
ニルを我が四 叔 祖 李 榮 保 に管理させた。
- 4 mini banin mafa maska akū oho manggi. niru be mini ama nartai de
我が 親 祖 マスカが死んだので，ニルを我が父ナルタイに
- 5 bošobuha. dehi jakūci aniya mini jacin eshen mafa maci be
管理させた。四十八年，我が二 叔 祖 マチを
- 6 weile arafi emu niru be mini mukūn i eshen mafa tooju de
罪として一ニルを 我が 族 叔 祖 トージュに
- 7 bošobuha emu niru be meni niru niyalma hiya ertei de
管理させた。一ニルを我らがニルの人で侍衛のエルテイに
- 8 bošobuha. emu niru mini ama nartai be an i⁽¹⁸⁾ nirui janggin de
管理させた。一ニルは我が父ナルタイをもとのままニル=ジャンギンに
- 9 bibuhe. susai emuci aniya juwan biyade
留めた。五十一年 十 月に
- 29a [割 印]
- 1 hese wasimbufi maci sei niru kubuhe suwayan i fe niru⁽¹⁹⁾. da hafan niru be
旨が下って，「マチらのニルは 鑲 黄 の旧ニル」。原官・ニルを
- 2 gemu baicafi hafan niru be burede ertei i bošoho niru be amasi tatafi
皆調べて官・ニルを与えるとき，エルテイの管理したニルを撤回して

(17) madambi「増える、増殖する」に出向の接尾辞 -na- (～しに行く、していく) が接続した形とみる [河内 1996, pp. 133–134].

(18) an i はふつう「例に照して，常の通り」であるが [河内 2018, p. 74]，これは一門が処分されながらも留任とされたケースであって規定・慣行によるものとは考えにくいので，「仍旧」の意で解釈した [胡増益主編 2020, p. 70].

(19) 旨の引用範囲が明確でないが，da hafan niru 以下の部分は地の文とみられるので，ここまでと判断した。

- 3 mini jacin eshen mafa maci de bošobuha. mini ama nartai. eshen
我が二叔 祖 マチに管理させた。我が父ナルタイ、叔
- 4 mafa tooju i bošoho niru be an i⁽²⁰⁾ kubuhe suwayan de gajiha.
祖トージュの管理したニルを元通り 鑲黄 に引き取った、
- 5 susai nadaci aniya mini ama nartai akū oho manggi. niru be
五十 七 年、我が父ナルタイが死んだので、ニルを
- 6 fucang minde bošobuha. tooju akū oho manggi. mini eshen mafa
フチャン我に管理させた。トージュが死んだので、我が叔祖
- 7 maci. mau juwenofi⁽²¹⁾. mau i bošoho siden i niru be gūwa de
マチ・マウ二人が「マウの管理した公中ニルを別の者に
- 8 bošobureo. tooju. bošoro niru meni da niru be dahame mau de
管理させられたい。トージュが管理したニルは我らの元々のニルなので、マウに
- 9 bošobureo seme
管理させられたい」と
- 29b 1 ejen de baim wesimbuhange manggi
主 に 奏 請 した とき、
- 2 hese wasimbuhange suweni wesimbuhange umesi inu ere niru be
旨が下ることには、「汝らの上奏したことは甚だ是である。このニルを
- 3 mau de bošobu sehe. mini nadaci jalan i da mafa
マウに管理させよ」と言った。我が第七世の始祖
- 4 wangginu ci fucang minde isinjiha nadan jalan niru
ワンギヌからフチャン我に至った七代がニルを
- 5 bošoho. erebe nirui janggin fucang. ilhi nirui janggin ioi
管理した。これをニル=ジャンギンのフチャン、副ニル=ジャンギン玉
- 6 fu. funde bošokū idedu. ilhi funde bošokū cohontai.
福、驍騎校イデドウ、副驍騎校 チョホントイ、
- 7 bošokū da jangu. bošokū nehetu uhei akdulaha
撥什庫大ジャンジュ、撥什庫ネヘトウが一同で保証した。

漢文「佐領傳昌所管牛泉根源」

- 31b 1 佐領傳昌所管牛泉根源⁽²²⁾{由}
- 2 二等侍衛兼^[衣]伊都章京⁽²³⁾^[隨]蔭印章稽査旂務御史佐領傳

(20) 本節(2)で考察する通り、このニルは本来の所属の鑲黃旗から正藍旗に転属して、このとき鑲黃旗に戻されたので、この an i も「元通りに」の意で解釈した。漢訳も「依旧」となっている。

(21) 辞書形では juwe nofi であるが [河内 2018, p. 695], 本檔案では分ち書きされていない。

(22) 正確には、原文は「根源」で、「根」を削除するとともに「由」を加筆する際に、「源」のさんずいだけを丸囲み削除して「原」に改めている。

(23) 侍衛の当直班長の称である hiyai idui janggin の音訳。定訳は侍衛班領だが、専設官職でないこともあって音訳のまま表記されることも多く、音写字も多様である。Cf. [商鴻達他 1990, pp. 218, 225–226; 胡増益主

- 3 昌本職等姓傳查^{氏}原籍沙濟地方人八輩始祖^{?? ??}那書談都⁽²⁴⁾原先兄
- 4 弟二人^{居住} ∨ 後因子孫生息人派衆而^{{多}{將}}即在沙濟地方分為四處築立土
- 5 城歷來居住至於明朝万曆年間^{忽}突爾明朝兵至將^{我}本職族祖阿海章
- 6 京所居城垣攻破將阿海章京殺害伊妻子投奔^{我}本職七輩始祖王
- 7 ^{吉}伊努之処
- 8 太祖高皇帝因欲立兵報復^{我}仇恨招致兵時^{吉}本職七輩始祖王伊努帶領兄弟族
- 9 人投誠
- 10 太祖高皇帝之後分編^{佐領}牛泉之時將^{我}本職族中^{等}人員以及帶來的人丁編為半個
- 11 ^{佐領}牛泉令^{我}本職七輩始祖王伊努管理^{吉}佐領^{我}本職七輩始祖王伊^{吉}
- 31a 1 ^{此佐領着我}努身故之後將牛泉令^{我}本職六輩始祖万濟哈管理^{我}身故之
- 2 ^{着我}後令^{我}本職始祖原任內大臣包衣總管⁽²⁵⁾兼議政^{臣}大人⁽²⁶⁾哈什屯管理
- 3 ^{着我}佐領^{于}身故之後令^{我}本職曾祖米思哈管理^{我}佐領康熙三年編
- 4 為一個整牛泉^{{佐領}{又于康熙}} ∨ 十一年因人丁蕃^{滋}息^{佐領}分編牛泉之時將^{所} ∨ 分^{編之佐領}的牛泉
- 5 着我^{我}二叔祖馬齊管理^{我}本職曾祖米思哈^{我}身故之後將牛泉
- 6 ^{着我嫡}令^{于康熙}本職親祖馬思哈管理^{佐領} ∨ 二十三年因兩個牛泉人丁蕃^{息}息又
- 7 編為一個牛泉令^{{佐領}{着我}}本職三叔祖馬武管理^{于康熙} ∨ 二十四年將^{我}本職
- 8 ^{{我}{叔}}二叔祖馬齊授為布政使之時將^{所管之}本職二叔祖馬齊管理的
- 9 ^{{佐領}{着我}}牛泉令^{立}本職四叔祖李榮保管理^{我嫡}本職親祖馬思哈
- 10 ^{着我}身故後將牛泉令^{于}本職親父那爾泰管理四十八年因
- 11 ^{我}本職二叔祖馬齊^{獲}治罪將^{將一佐領着我}一個牛泉令^{我}本職族中叔祖
- 30b [割 印]
- 1 ^{佐領着本}陶柱管理又將一個牛泉令^{我}本等佐領下人侍衛厄爾太
- 2 ^{將我}管理將^{所管之佐領}本職親父那爾泰^{于}照常留任佐領^{我} ∨ 五十一年十

編 2020, p. 715]

(24) この箇所は、行の右に数文字が加筆されたあと塗抹されていて、内容は判読できない。

(25) 宮内大臣に当る booi amban の定訳は内務府総管、総管内務府大臣、初期の訳は包衣大人などであるが、過渡期的な形で訳されている。

(26) amban は大人（和語の乙名に相当）と大臣の二義があり、初期には大人と訳されることが多かった。ここでも大人と訳された上で、大臣に修正されている。なお、同行の dorgi amban は最初から内大臣と訳されている。

- 3 月内奉
{之 佐領 原係} {人將其√(原)管√(之)佐領之人{並}} (27)
- 4 諭旨馬齊等牛泉乃係鑲黃旗原旧牛泉將原有的官
{明} {泰所} {佐領} {仍着我}
- 5 職俱查^{給回}官職牛泉時將厄爾^{管理}牛泉^{撤回}令本^職
{我} {ママ}
- 6 職二叔祖馬齊管理本職親父那爾泰叔祖陶柱管
{之 佐領 俱各} {于} {我} {ママ}
- 7 理的牛泉依旧撤回鑲黃旗五十七年本職親父那爾
{着} {現今}
- 8 泰身故之後將牛泉令傳昌本職管理陶柱身故
{我} {奏請}
- 9 之後本職叔祖馬齊馬武二人奏言擬將馬武所管
{管公} {佐領} {今} {所} {之 佐領}
- 30a 1 宜^中牛泉希祈^令着別人管理陶柱^{管理}牛泉乃係臣
{管之 佐領} {着}
- 2 等旧牛泉希祈^令馬武管理可也等因奏
{管之 佐領} {着}
- 3 皇上之時奉
{所} {佐領着}
- 4 旨爾等具奏者極是將此牛泉令馬武管理欽此⁽²⁹⁾自本
{自我} {今已}
- 5 職七輩始祖王伊⁽³⁰⁾努以至傳昌本職歷代管理牛泉
{今已}
- 6 七輩矣
- 7 扈佐領傳昌副佐領玉福驍騎校伊德都副驍
- 8 騎校朝渾泰領催大張住領催諾黑図全保

以上が(10)鑲黃三-10 ニルの記事全文である。比較のために、漢文『初集』『旗分志』の同ニルの記述を掲げておく⁽³¹⁾。

(第三參領) 第十佐領，原係国初以沙濟地方來歸人丁，編為半個牛泉，令王吉努管理。王吉努故，以其子万濟哈管理。万濟哈故，以其子内大臣哈什屯管理。哈什屯故，以其子戸部尚書、一等阿思哈尼哈番米思漢管理。至康熙三年，人丁足額，始編為整佐領。米思漢故，以其長子都統兼内務府總管馬思喀管理。馬思喀故，以其子三等侍衛那爾泰管理。那爾泰故，以其子二等侍衛傳昌管理。傳昌故，以其弟仏成管理。

下線を施した官職・続柄は檔冊になかった情報で、これについては本節(2)で検討する。

(27) この行は、丸囲みおよび抹消線の両様で原文の削除が行なわれた上で行の右に加筆がなされ、その加筆部分に引き出し線が入れられて、さらに右に加筆がなされるという多重の添削が行なわれている。

(28) 原文の状態だと、人名 Ertei に相当する部分が「厄爾」までしか写されておらず不完全であり、加筆によって修正されている。

(29) 上諭の引用末を示す定型句で、満文の「sche (と言った)」(29b, 1.3) と対応している。Cf. [岩井 2017]。

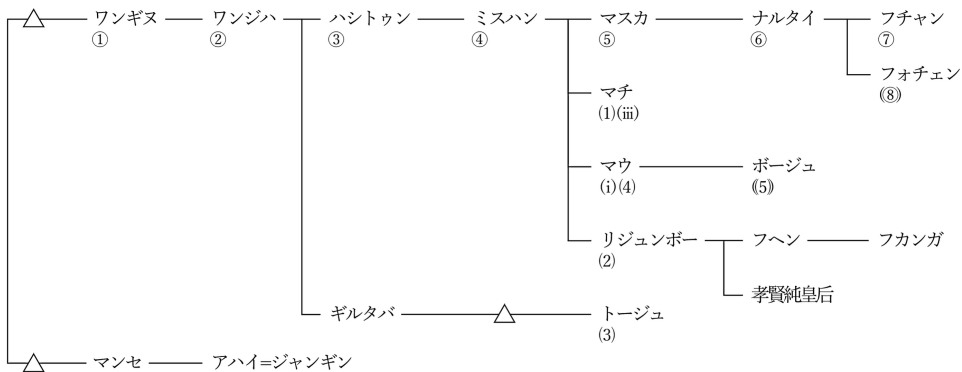
(30) 初代ワングヌの名は、最初「王伊努」と書かれたものを全て「王吉努」に補訂しているが、この箇所のみ補訂が施されていない。

(31) 『初集』第1冊, pp. 33-34。

(2) 記事の時期と性格

内容は、大別して 1) 始祖から初代ワングヌの来帰に至るニルの起源の記事と、2) ニル創設以後の継承過程についてであるが、後者には康熙 11 (1672) 年・23 (1684) 年の 2 回にわたる(11)(9)ニルの分編とその後の継承が併せて記されているため、複雑になっている。

この(10)鑲黄三-10 ニルを中心に、(9)鑲黄三-9・(11)鑲黄三-11 ニルを含めた 3 つのニルの継承過程を、氏族別の系譜集『八旗満洲氏族通譜』(乾隆 9(1744)年告成) 巻 25「沙濟地方富察氏」および漢文族譜『(沙濟) 富察氏家譜』(道光 7 (1827) 年輯、以下『富察氏家譜』と略す)⁽³²⁾に基づいて示すと、次のようになる。



*①は鑲黄三-10, (1)は鑲黄三-11, (i)は鑲黄三-9ニルのニル=ジャンギン在任順を示す。

このうち、(10)鑲黄三-10 ニルの継承過程は①～⑦の 7 代で、以上の過程を現任者フチャンの名で申し立てている。

作成時期 この(10)のニル=ジャンギン現任者フチャンは、康熙 57 (1718) 年に継承したと本文中にあるが (Ma. 29a, l. 5-6; Ch. 30b, l. 7-8), 前節(2)でみたように本檔冊の作成時期は(17)の記事から雍正 5～6 (1727～28) 年と推定されるので、もう少し絞り込む必要がある。情報を提供するの(11)の鑲黄三-11 ニルである。

このニルの現任者は上引(10)の記事中にみえるマウ (Ma. 28a, l. 9, 29a, l. 7, etc.; Ch. 31a, l. 7, 30b, l. 9, etc.) の子ボージュであり、(11)の記事では既にマウが没して彼が継いだとある。マウの死去は雍正 4 (1726) 年 12 月であり、ボージュは翌 5 年 4 月にニル=ジャンギンを継いでいるから⁽³³⁾, 本檔冊の記事は少なくともそれ以降であり、前節(2)で検討した(17)と矛盾しない。また、(11)によればボージュの肩書は乾清門三等侍衛であるが、彼は雍正元 (1723) 年 3 月に三等侍衛に任ぜられ、同 4

(32) 『八旗満洲氏族通譜』満文本は東京大学総合図書館所蔵本を利用し、漢文本は遼瀋書社影印本によった (pp. 325-328)。『富察氏家譜』は東洋文庫所蔵の抄本で、書名は同文庫で便宜上附されたものである。ただし序文のほかは系譜のみで、各人の伝はない [杉山 2015, p. 455, n. 68; 増井 1999, pp. 180-181]。

(33) マウの死去は『満洲名臣伝』巻 18「馬斯喀」附伝 (黒龍江人民出版社点校本『満漢名臣伝』第 1 冊, pp. 503-504), ボージュの経歴は『満漢名臣伝続集』(満漢大臣伝) 巻 3「保祝」伝 (同第 3 冊, p. 2406) 参照。

年3月乾清門行走となって、その後9(1731)年11月に御前侍衛に陞っているから、(11)の記事は雍正4年3月から9年11月までの間のものとなる。さらに、上引(10)の現任者フチャンは、「仏成等縁由檔」によれば雍正8(1730)年に死去しているから、下限はそれより降らない。以上と(17)の結論とから、作成時期はどんなに広くても雍正5年10月以降同8年までと結論できるので、細谷氏の指摘する「雍正五年至六年の資料」に相当する可能性はいよいよ強いといえるだろう。

史料の性格 先述したように、先行研究の引用や「仏成等縁由檔」録文は、簡体字でなされた上に記載言語・体裁などの情報が全く記載されていなかったが、本記事により満文・漢文の全文とその補訂内容が知られることは重要である。本記事では、他の記事と同様、満文には書き直しはほとんどみられないのに対し漢文には著しく補訂が加えられていた。補訂は削除・塗抹によって行なわれ、行の右側に加筆されている。ただし、『満文原檔』の塗改のような内容の削除・改変はみられず、全て漢字表記や漢訳など用語・表現の訂正である⁽³⁴⁾。

しかし、本記事を「旗分志」と比較すると、分量の相違、およびそれに由来する内容の精粗に止まらぬ違いが看取される。大きな相違は、冒頭に記されたニル編成の経緯、すなわち帰順の事情が全て削除されていることである。上掲の通り、満文・漢文とも檔冊原文には削除は施されておらず、また他のニルの記事でも同様なので、個別の推敲によるものではなく、統一的な方針として不記載とされたものとみられる。またそれゆえ、本檔冊はじめとする檔案史料が重要なのである。

なお、(10)から派生したニルである(9)(11)の記事は、「旗分志」ではニル分編時から始まっているが、本檔冊ではいずれのニルも原ニルの起源、すなわち始祖の帰順経緯から説き起こしていた。このことは、各ニルの原由が別個に作成・提出されたものであること、各ニル＝フチャ氏側に共通する原資料が存在することを窺わせる。「旗分志」の記事は、原ニルの編成事情を削除するとともに、派生ニルについては、記述が重複する分編以前の部分を編集段階で整理したものと推測される。

もう一つ重要な相違は、歴代継承者の世職・官職など、「旗分志」にあつて本檔冊にない情報があることである。上掲した「旗分志」の下線部は、本檔冊記事に見えない官職・続柄であり、このことから、それらを記した別の原資料が存在することが推測される。それゆえ、あくまで本檔冊は「旗分志」の原資料の一つではあるけれども唯一の原資料ではなく、また、直接の草稿でもない結論できよう。

従来、ニルの研究をめぐるのは、佐領執照や根源冊を用いた、ニルの起源・種別・継承の具体的経緯の解明〔細谷 1977a; 細谷 1977b; 神田 1979; 承志 2009, 第7章〕などとともに、依拠資料に不明な点の多い「旗分志」の編纂過程の解明に関心が注がれてきた。すなわち、先鞭をつけた三田村泰助氏は、「正紅旗満文檔冊」なる零本を検討して、これが「旗分志」の原資料の一つで

⁽³⁴⁾ なお、当初は満文 niru と nirui janggin を、原則としてそれぞれ「牛泉」「佐領」と訳し分けていたが、これがことごとく「佐領」に書き改められており、そのため漢字表記では niru と nirui janggin の区別がつかなくなっている。

あることを述べ [三田村 1963, p. 673], 佐領家譜冊を検討した細谷氏は, 「旗分志」編纂の基礎資料の成立過程を明らかにした [細谷 1968]. ただし, 家譜冊は内容的には原資料たりうるとはいえ, 実際の編纂作業上は現物を直接用いたとは考えにくく, それを内閣管下の八旗志書館などでいったん書写して整理・補訂していくという過程が想定される. また, 各家譜冊は, 当然のことながら各ニルで作成されたものであって, 本檔冊のようにジャラン単位でまとめたものではない. それに対し本檔冊は, 編纂段階としては, より直接的な——しかし最終段階ではない——「旗分志」原資料といえるだろう.

では, その材料となった各ニルの記述は, 本来どのような目的で作成されたものなのだろうか. 本檔冊は各ニル=ジャンギンがニルの成立・継承過程を述べ立てる形式をとっており, とりわけ漢訳では, 「本職」が申し立てるという形式が明瞭に見て取れる. その背景には, 雍正帝による八旗制の改革とそれに伴うニルの分類事業がある. すなわち, 八旗のニルは, ニル=ジャンギン職の世襲される(a) *fujuri niru* = 原管ニル・勲旧ニル, (b) *jalan halame bošoro niru* = 世管ニルと, 世襲されない(c) *siden niru* = 公中ニルの3つに類別されるが, それを命じた雍正帝の指示は, 『初集』編纂事業開始直前の雍正5年8月に下されている [細谷 1968, pp. 105–106; 細谷 1977b, pp. 96–100]. それからほどなく作成されたとみられる本檔冊が, 「旗分志」と同内容・同配列をもちながら, むしろニルの分類に関わるもののような書き方がなされているのは, 本来ニルの分類と継承資格者確定のため提出させた申告書を材料に, 「旗分志」の形に並べて書写したためではなかろうか. 前節(1)で触れたように, 本檔冊の他のニルにおいて, 「係世管佐領是実」などという, ニルの種別の認定に関わると思われる記述がみられるのは, この推測を裏づけるものといえよう.

ニル分類に関して注意すべきは, 「*fe niru*」「*da niru*」(Ma. 29a, l. 1, 8)なる表現である. 漢文では, 当初それぞれ「原旧牛泉」「旧牛泉」(Ch. 30b, l. 4, 30a, l. 2)と訳していたのを, 各々「原管佐領」「旧管之佐領」と修正しているが, これは前述したニル三分法以後に原管ニル, さらに勲旧ニルと表記統一されていく「*fujuri niru*」を指すものとみられる⁽³⁵⁾. 満漢文ともになお通用の表現ではなく, 過渡期の用語法を示す一例といえよう.

(3) 記事内容について

以上, 檔案の性格・性質をめぐる点について述べてきたが, ここに含まれる情報それ自体が重要であることはいうまでもない. 大清の興起～帝国形成過程の研究において, 傘下に加わった諸勢力の帰順の経緯と八旗への組み込みを跡づけることは重要な課題であるが, 『満文原檔』や「実録」にはそこまで個別的な情報は記されておらず, また「旗分志」は, 多くの場合帰順経緯の記述が欠落——このことは本節(2)で確認した通りである——していた. これに対し, 本檔冊に収める各原由には帰順の経緯とニルの来源, それに基づく世襲の有無などが記されているのである.

本稿で取り上げたシャジ地方フチャ氏については, ヌルハチ *Nurhaci* 拳兵の経緯への関心から,

⁽³⁵⁾ *fujuri niru* (勲旧佐領) は国初の功臣の家系に世襲的任用を認めたニルで, 当初は *fe fujuri niru, da kadalar niru* などとも表され, 原管佐領, 旧管佐領などと訳された. 「*fe niru*」「*da niru*」なる表記は, 漢訳からみて, おそらく *fujuri niru* を指すものと思われる.

私と増井氏が本檔冊と同内容の「仏成等縁由檔」を用いてそれぞれ考察している〔杉山 1998, p. 15; 増井 1999, p. 193〕⁽³⁶⁾。すなわち、記事冒頭に記される、明の万暦年間に「族祖」たる「阿海章京」が明兵に居城シャジ城を陥されて殺されたという事件は、万暦 11 (1583) 年 2 月に、明将李成梁が「Gure と名付くる城の主 Atai Janggin, Šaji と名付くる城の主 Ahai Janggin」を攻めて兩人を討ったという、『太祖実録』冒頭の開国記にみえる有名な事件⁽³⁷⁾を描いてほかにはない。文中の「太祖高皇帝が兵を挙げて仇に報復しようと兵を募るとき」とは、まさしくこのグレ落城の際のヌルハチの祖父と父の横死を指すのである。そして、明側史料と『富察氏家譜』の系譜とを対照すると、本檔冊に明記される「Ahai Janggin 阿海章京」が、初代ワンギヌの従兄弟マンセ Mangse (莽色) の子で、ヌルハチの継妃グンダイ Gundai (衰代) の兄弟であることが判明する。この後アハイ=ジャンギンの妻子は族叔ワンギヌのもとに身を寄せ、そのワンギヌが一門を率いてヌルハチに投じて、以後連綿と勢力を保ち続けることとなる⁽³⁸⁾。つまりこの記事は、諸史料にみえないフチャ氏の帰順事情を伝えた、明末ジュシェン史と大清興起史とをつなぐ重要な史料であり、それゆえ注目されるのである。

ただし、本檔冊には、このニルが創立当初は継妃グンダイ所生の旗王マングルタイ Manggūltai (莽古爾泰) 率いる正藍旗に隸しており、天聰 9 (1635) 年のその改易によって鑲黃旗に移動したことは触れられていない。また、檔冊本文中、康熙 51 (1712) 年に「マチらのニルは鑲黃の旧牛泉」「元通り鑲黃旗に引き取った」などとあったが (Ma. 29a, l. 1, 4, Ch. 30b, l. 4, 7), これは、康熙 38 (1699) 年に正藍旗に入封した康熙帝の第八皇子胤禩 (允禩) に属下として与えられていて、その下からこのとき鑲黃旗に戻される、という経緯を示している⁽³⁹⁾。ところが、本檔冊には旗王への分与とその撤回についての記述がない。これらは一見、それらの事案を諱んだもののようにも思えるかもしれないが、旗王に対するニルの与奪の記事は、「旗分志」においても、また管見の限り『歴朝八旗雜檔』においても、基本的に記載されないの、政争への配慮や改竄の痕跡とみることは穿ちすぎというべきであろう。主属関係の設定が明文では記されにくいことは、編纂史料や漢文史料だけでなく満文檔案レベルでも同じであり、むしろ、何が明文で記録され何が意図的に記録されなかったかという文脈でみなければならない。

(36) なお、私はその後〔杉山 2015, 第 2 章第 4 節(1)〕で、「仏成等縁由檔」に代えて本檔冊を用いたが (Ma. 27a, l. 3–27b, l. 8; Ch. 31b, l. 3–11), 考察は原論文から変っていない。

(37) 『満洲実録』巻 1, 癸未年 2 月条 (今西春秋訳注『満和蒙和对訳満洲実録』刀水書房, 1992, pp. 42–46)。

(38) ただし、増井氏はさらに詳細な考証を加えて、ワンギヌは直接ヌルハチに身を寄せたのではなく、ヌルハチに対抗していた同族ソオチャング Soocangga (索長阿) 一門に投じたのち降ったと推論し、シャジ地方フチャ氏の栄達为国初以来の連続ではなく、第 3 代ハントゥン以降の活躍によるものと指摘する [増井 1999, pp. 197–205]。

(39) マチ一門が胤禩属下として正藍旗に移り、康熙帝の後継争いをめぐって胤禩が処罰された後に鑲黃旗に戻されたことについては、[杜家驥 1998, pp. 233, 236, 247–248]。『聖祖実録』巻 236, 康熙四十八年正月甲午条, 巻 251, 康熙五十一年十月丙辰条 (第 6 冊, pp. 359–360, 490)。

小結

以上の考察をまとめると次の如くである。

まず、『歴朝八旗雜檔』47号「鑲黃旗滿洲五甲喇管理佐領原由檔」は、『八旗通志初集』「旗分志」巻3所載「鑲黃旗滿洲都統第三參領」の記事と対応する檔冊である。その原材料は、各ニルから提出させた起源・継承過程の申告書で、それを八旗都統の側で「旗分志」所載の序数番号順に整理・抄写し、それが八旗志書館を管する内閣で伝存されたものが本檔冊と考えられる。作成時期は雍正5(1727)年10月以降同8(1730)年までの間であり、時期・内容からも、「旗分志」編纂過程の原資料の一つと判断できる。ただし、本檔冊は「旗分志」の唯一の原資料というわけではなく、また、直接の草稿でもない。

「旗分志」の記事は極めて簡素なものであるが、その原資料とみられる本檔冊の記載はより詳細で、特にニルの起源については、編纂史料からは全く知られない事実を伝えている。ここで取り上げたシャジ地方フチャ氏の世管ニル原由が伝える帰順事情も、明末ジュシェン史とマンジュ興起史をつなぐ貴重な史料であり、今後他のニルについても同様の情報の発掘・利用が期待される。また、これまでニルの研究において利用された佐領執照は盛京・黒龍江の新滿洲のものであったが、フチャ氏のように入関後の政權中枢を占めた大族のニル支配・継承が明らかになるという点でも、本檔冊は重要な情報を提供するものである。

現物の調査から早や四半世紀が経ってしまったことは忸怩たる思いがあるが、それでも小稿を公にすることとしたのには、二つの理由がある。一つは、『歴朝八旗雜檔』の利用環境である。現在、中国第一歴史檔案館(2022年に新館に移転)では檔案現物を閲覧することができず、所蔵史料は電子閲覧することになっているが、知る限り『歴朝八旗雜檔』は電子化されていないので、利用は困難である。このため、当時の調査内容の公表にはなお意味があるものと思い、一篇を紹介することにしたのである。それゆえ小稿は、かつて[杉山 1999, p. 54]で予告した、同檔冊の考察に当るものである。

だが、それを長く見合せていたのは、一義的には私の非才によるものであるが、調査を終えた当時、急いで公表しようと準備したところ、森安孝夫先生から、内容の吟味が未熟であり再考するよう指導を賜ったことがずっと戒めとして自分の中にあったからでもあった。このほど森安先生の追悼特集号が編まれるに際し、いまだ未熟なものではあるが、恩師在天の靈にお目にかけて些かなりとも学恩に報いる意を示したく、小稿を寄せた次第である。

文献目録 (ABC 順)

- 陳佳華・傅克東 1981 「八旗建立前滿洲牛录和人口初探」王鍾翰(主編)『滿族史研究集』中国社会科学出版社, 1988, pp. 259-280 (原載『中央民族学院学报』1981-1)。
- 杜家驥 1998 『清皇族与国政關係研究』五南圖書出版公司。
- 杜家驥 2011 「清代八旗の査旗御史」趙志強(主編)『滿学論叢』1, 遼寧民族出版社, pp. 48-62。
- 傅克東・陳佳華 1982 「清代前期的佐領」『社会科学戦線』1982-1, pp. 164-173。
- 傅克東・陳佳華 1988 「佐領述略」王鍾翰(主編)『滿族史研究集』中国社会科学出版社, 1988, pp. 307-336。

- 郭成康 1985 「清初牛录の類別」張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』遼寧人民出版社, 1988, pp. 187–199 (原載『史学集刊』1985-4)。
- 細谷良夫 1968 「八旗通志初集「旗分志」編纂とその背景——雍正朝佐領改革の一端——」『東方学』36, pp. 102–118.
- 細谷良夫 1977a 「盛京鑲藍旗新滿洲の「世管佐領執照」について」『江上波夫教授古稀記念論集 歴史篇』山川出版社, pp. 473–492.
- 細谷良夫 1977b 「盛京鑲藍旗新滿洲の「世管佐領執照」について——世管佐領の承襲を中心に——」『文経論叢』(弘前大学) 12-4, pp. 89–108.
- 細谷良夫 1983 「雍正朝におけるニルの名号呼称について」護雅夫(編)『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社, pp. 351–372.
- 胡増益(主編) 2020 『新滿漢大詞典(第2版)』新疆人民出版社(初版1994).
- 岩井茂樹 2017 「元明清代公文書における引用終端語について」三木聰(編)『宋—清代の政治と社会』汲古書院, pp. 273–297.
- 神田信夫 1979 「東洋文庫所蔵滿洲文書之二, 三について——「世管佐領執照」を中心に——」『清朝史論考』山川出版社, 2005, pp. 432–448 (原載『東洋文庫書報』10).
- 河内良弘 1996 『滿洲語文語文典』京都大学学術出版会.
- 河内良弘(編著) 2018 『滿洲語辞典 改訂増補版』松香堂書店(初版2014).
- 承志(Kicengge) 2009 『ダイチン・グルンとその時代——帝国の形成と八旗社会——』名古屋大学出版会.
- 増井寛也 1999 「明末建州女直の有力ムクン〈シャジのフチャ・ハラ〉について」『立命館文学』559, pp. 177–219.
- 三田村泰助 1963 「滿洲正紅旗の滿文檔冊」『岩井博士古稀記念典籍論集』大安, pp. 672–678.
- 商鴻逵・劉景憲・季永海・徐凱(編著) 1990 『清史滿語辞典』上海古籍出版社.
- 杉山清彦 1998 「清初正藍旗考——姻戚関係よりみた旗王権力の基礎構造——」『史学雑誌』107-7, pp. 1–38.
- 杉山清彦 1999 「中国第一歴史檔案館蔵『歴朝八旗雜檔』簡紹」『滿族史研究通信』8, pp. 47–59.
- 杉山清彦 2015 『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会.
- 鈴木真 2003 「諸阿哥分封からみた康熙朝政權中枢の権力構造」『史峯』49, pp. 18–39.
- 鈴木真 2011 「清朝康熙年間の皇位継承者問題と旗王・権門の動向」『史学雑誌』120-1, pp. 1–35.
- 綿貫哲郎 2003 「關於入関後編立的八旗漢軍佐領」朱誠如(主編)『清史論集——慶賀王鍾翰教授九十華誕』紫禁城出版社, pp. 487–498.
- 附記 本稿は東京大学ヒューマニティーズセンター公募研究(A)「近世帝国としての大清帝国の国制の比較史的研究(2024.9–2025.10)」ならびにJSPS 科研費21H00559, 24K00126による研究成果の一部である。